

安倍首相「若者の使い捨てが疑われる企業は社会的に大きな問題だと考えており・・・現行の労働基準法等の遵守についてしっかり取り組む」(2013年10月17日の国会答弁)

## 東北大はこれでいいの？

— 『年間600時間残業』を認める本部事業場の36協定『特別条項』 —

### 東北大学「本部事業場」の『時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）』の【特別条項】

『一般業務について、卒業、入試、入学、定期試験、学会、論文審査、予算、決算、監査、人事異動、設備・作業場等の改修・移転又はトラブル処理、臨時・緊急に対応を要する業務や納期が切迫する等特別の事情が生じたときに限り、使用者から過半数代表者へ報告することにより、延長時間を年間6回まで1か月45時間、又は1年360時間を超えて特別に延長できるものとし、この場合の特別延長時間は1か月150時間及び1年600時間を限度とする。なお、延長時間が1か月45時間、1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。』

厚労省告示(時間外労働の限度に関する基準)		東北大学本部事業場		
			特別条項	
1日	定めなし	15時間		
1日を超える一定の期間	1週間	15時間		
	2週間	27時間		
	4週間	43時間		
	1箇月	45時間	45時間	150時間
	2箇月	81時間		
	3箇月	120時間		
1年間	360時間	360時間	600時間	

厚生労働省発表「脳・心臓疾患の認定基準の改正について」

## 脳・心臓疾患の認定基準の概要

### ウ 長期間の過重業務について

#### (ウ) 過重負荷の有無の判断

- (1) 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること
- (2) 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること。

東北大学職員組合